

学校における 性の多様性尊重取組シート



埼玉県マスコット

「コバトン&さいたまっち」

令和8年4月(改訂)

埼玉県教育局県立学校部人権教育課

< 目 次 >

1	学校における性の多様性尊重取組シートの活用にあたって	・・・	P 1
2	学校における性の多様性尊重取組シート	・・・	P 2
3	性の多様性を尊重した学校づくり取組例	・・・	P 4
4	性の多様性関連用語集	・・・	P 7



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

＜学校における性の多様性尊重取組シートの活用にあたって＞

1 目的

本取組シートは、性の多様性を尊重した教育を推進する上での配慮や支援について、学校が教職員の共通理解のもと組織的に取り組むことで、性的指向・性自認に関する悩みを持つだれもが安心して学校生活を送ることができるようにすることを目的として作成したものです。

2 構成

- (1) 本取組シートは5つの柱で構成しており、柱ごとにポイントと具体的なチェック項目で構成しています。
- (2) 各チェック項目の下に、【参考】として関係する資料を掲載しました。内容の確認及び研修での活用等の際に参考にしてください。
- (3) 「性の多様性を尊重した学校づくり取組例」では、各チェック項目に関する取組の例を掲載しました。

3 活用方法

本取組シートの活用方法は各学校の状況に応じて決定してください。例として以下のような活用方法が考えられます。

ア だれが取組シートを実施するのか。

- ・管理職が実施する。
- ・全教職員が実施する。

イ 取組シートをどのように活用するのか。

- ・取組シートの実施結果をもとに、性の多様性に関する自校の取組状況について検討を行う校内研修を実施する。

4 活用にあたっての留意事項

- (1) セクシュアリティに関する悩みを抱える児童生徒からの相談対応の基本は「個別の事案に応じて当該児童生徒の心情に配慮すること」及び「当該児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮の均衡を取ること」です。

参照：性の多様性に係る相談対応ハンドブック（教職員用）

- (2) 職場の同僚についても性のあり方は多様であることを前提に、性的指向や性自認に関する侮蔑的な言動、いわゆる「SOGIハラ」や「アウティング」が起きないようにしてください。
- (3) 本取組シートを実施することで、自校における性の多様性に関して教職員の資質向上と環境づくりを進めるための一助としてください。

学校名	
-----	--

1 基本的な方針

ポイント	性の多様性を尊重することやSOGI(性的指向や性自認)に基づく差別を行わないことなど、性の多様性に関する方針を示している。
------	---

ア	校長は、自校における性の多様性を尊重した教育についての方針を、教職員に示している。
---	---

2 児童生徒・保護者に対する理解促進の取組

ポイント	児童生徒・保護者が性の多様性に関する理解を深めるための取組(授業等)を行っている。 *「取組」とは、授業の他に学校から発行される各種たより、行事、委員会活動等の様々なものが考えられます。
------	--

<児童生徒に対して>

ア	性の多様性に関する取組(授業等)を計画的に行っている。
イ	性の多様性に関する取組(授業等)についての見直し・検討を行っている。 *取組(授業等)の実施時期、対象学年、内容 等
ウ	性の多様性に関する取組(授業等)に係る教材等の点検・整備を進めている。 *ワークシート、資料 等

【参考】
[・「児童生徒用リーフレット『たくさんの色 ふれ合おう。』」\(令和3年度、人権教育課\)](#)
[・「性の多様性に係る『児童生徒用リーフレット』指導資料集」\(令和4年度、人権教育課\)](#)

<保護者に対して>

エ	保護者が性の多様性に関する理解を深める取組を実施している。 *PTA総会、PTA学習会、学級懇談会等の機会
---	--

【参考】
[・県政出前講座「学ぼう！性の多様性\(保護者・地域住民向け\)」\(令和8年度、人権教育課\)](#)
[・「保護者向け啓発動画『LGBTQについてみんなで学ぼう』活用ガイドブック\(教職員用\)」\(令和6年度、人権教育課\)](#)
[・「保護者向け動画『LGBTQについてみんなで学ぼう』」\(令和4年度、人権教育課\)](#)

3 学校の環境づくりに関する配慮

ポイント	児童生徒がSOGIに関わらず生活しやすい学校となるよう、配慮を行っている。
------	---------------------------------------

ア	教職員は、すべての児童生徒の人権が尊重され、個性が大切にされるよう、居心地のよい環境づくり、授業づくりに努めている。
イ	教職員は、児童生徒が適切でない言動等をとった場合、指導(説明・相談)等を適時・適切に行っている。
ウ	学校(教職員)は、性の多様性の観点から不必要な性別区分の見直しをしている。
エ	学校は、児童生徒が性の多様性に関する理解を深めることができるよう、保健室、学校図書館等に性の多様性に関する書籍、資料等を置いている。

【参考】
[・「生徒指導提要\(改訂版\)」\(令和4年度、文部科学省\)](#)
[・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について\(教職員向け\)」\(平成28年度、文部科学省\)](#)

4 相談体制の整備及び相談への対応

ポイント 児童生徒・保護者等がSOGIに関して相談できる体制があり、学校(教職員)はよき理解者となるよう努めている。

<相談体制の整備>

ア	学校は、児童生徒・保護者等が性の多様性に関して相談できる窓口をつくり、周知している。
イ	教職員は、相談を受けたら一人で抱え込まず、学校内で報告・共有をすることを周知・徹底している。 ○下記<相談への対応>の才、力の内容も確認する。
ウ	学校内外の連携に基づく支援チームをつくり、ケース会議などのチーム支援会議を適宜開催できるような体制を整えている。

【参考】[「性の多様性に係る相談対応ハンドブック\(教職員用\)」\(令和4年度、人権教育課\)](#)
 ・「生徒指導提要(改訂版)」(令和4年度、文部科学省)
 ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年度、文部科学省)

<相談への対応>

エ	教職員は、受容的に話を聞き、当該児童生徒(相談者)とともに考え、寄り添う姿勢で対応している。
オ	教職員は、当該児童生徒(相談者)に対して秘密を守ることを伝え、安心して相談できるよう配慮している。
カ	学校内での情報共有にあたっては、その旨を当該児童生徒(相談者)に伝え、当該児童生徒(相談者)の理解のもと支援を行っている。 ○だれに情報を提供してよいかを確認する。 ○アウトティングの禁止について理解し実践している。

【参考】[「性の多様性に係る相談対応ハンドブック\(教職員用\)」\(令和4年度、人権教育課\)](#)

5 教職員への理解促進、指導力向上

ポイント (1)教職員向けに性の多様性に関する理解を促進するための取組を行っている。
(2)児童生徒に対して適切に指導、相談・対応等ができるような取組を行っている。

ア	教職員向けに性の多様性に関する理解促進・指導力向上のための研修を年1回以上実施している。 * 県立学校については、性の多様性の尊重推進員を中心に研修等を実施
---	---

【参考】[「性の多様性に係る相談対応ハンドブック\(教職員用\)」\(令和4年度、人権教育課\)](#)
[「児童生徒用リーフレット『たくさん色 ふれ合おう。』」\(令和3年度、人権教育課\)](#)
[「教職員用リーフレット『ひとりひとりが 自分らしく生きる』」\(令和2年度、人権教育課\)](#)

6 教職員に対する配慮、相談体制の整備

ポイント 全ての教職員がSOGIに関わらず安心して働くことができる職場となるよう配慮を行い、また、教職員がSOGIに関して相談できる体制がある。

ア	SOGI等の機微な個人情報について管理を徹底し、本人の同意なく校内で情報共有を行わないなど、プライバシー保護の措置をとっている。
イ	教職員に対して、生活実態に応じた対応を行っている。
ウ	職場におけるSOGIに関する悩みごとや困りごとについて相談を受ける体制があり、その旨を職員に周知している。

【参考】
 ・(県立学校)「埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針」(令和4年度、県民生活部人権・男女共同参画課)
 ・(県立学校)「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック(改訂版)」(令和7年度、県民生活部人権・男女共同参画課)

性の多様性を尊重した学校づくり取組例

○ここに記載したものは、取組シートの各項目に対する取組の例です。

1 基本的な方針

ア 校長は、自校における性の多様性を尊重した教育についての方針を、教職員に示している。

<取組例>

- ・学校経営方針の重点項目に生徒の主体性の育成を掲げ、性の多様性の尊重も含めた方針とする。

2 児童生徒・保護者に対する理解促進の取組

ア 性の多様性に関する取組（授業等）を計画的に行っている。

<取組例>

- ・「人権感覚育成プログラム」（多様性の尊重・共生）を年間指導計画に位置付ける。
- ・児童生徒用リーフレット「たくさんの色 ふれ合おう。」、性の多様性に係る「児童生徒用リーフレット」指導資料集を活用した授業を年間指導計画に位置付ける。

イ 性の多様性に関する取組（授業等）についての見直し・検討を行っている。

<取組例>

- ・人権教育の年間指導計画に位置付け、実施時期、対象学年、内容等の見直し・検討を行う。
- ・通常の授業を実施する際に性・性別について扱う機会もあるため、教育内容・教材の見直しを行う。

ウ 性の多様性に関する取組（授業等）に係る教材等の点検・整備を進めている。

<取組例>

- ・児童生徒用リーフレット「たくさんの色 ふれ合おう。」を活用して授業を実施するための資料（ワークシート等）を作成する。

エ 保護者が性の多様性に関する理解を深める取組を実施している。

<取組例>

- ・学級懇談会等の保護者が集まる機会に、保護者向け動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」を視聴する。

3 学校の環境づくりに関する配慮

ア 教職員は、すべての児童生徒の人権が尊重され、個性が大切にされるよう、居心地のよい環境づくり、授業づくりに努めている。

<取組例>

- ・児童生徒を呼ぶときには「〇〇さん」で統一する。
- ・性の多様性に関する内容、相談窓口について保健だよりに掲載する。

ウ 学校（教職員）は、性の多様性の観点から不必要な性別区分の見直しをしている。

<取組例>

- ・生徒手帳の校則において、性別表記をなくす。
- ・健康診断では、男女差等の配慮を要しない検査は混合で実施する。

エ 学校は、児童生徒が性の多様性に関する理解を深めることができるよう、保健室、学校図書館等に性の多様性に関する書籍、資料等を置いている。

<取組例>

- ・保健室、学校図書館等に性の多様性に関する書籍、資料等を配置する。

4 相談体制の整備及び相談への対応

ア 学校は、児童生徒・保護者等が性の多様性に関して相談できる窓口をつくり、周知している。

<取組例>

- ・相談窓口について学校だより、保健だより等で周知する。
- ・児童生徒用リーフレット「たくさんの色 ふれ合おう。」を活用した授業を実施する際、相談窓口について周知する。
- ・宿泊行事、健康診断、制服採寸等をお知らせする際に、性の多様性に関して相談できることを記載する。

イ 教職員は、相談を受けたら一人で抱え込まず、学校内で報告・共有をするということを周知・徹底している。

ウ 学校内外の連携に基づく支援チームをつくり、ケース会議などのチーム支援会議を適宜開催できるような体制を整えている。

<取組例>

- ・生徒指導委員会、教育相談部会等の既存の組織を活用して体制を整える。

エ 教職員は、受容的に話を聞き、当該児童生徒（相談者）とともに考え、寄り添う姿勢で対応している。

オ 教職員は、当該児童生徒（相談者）に対して秘密を守ることを伝え、安心して相談できるよう配慮している。

カ 学校内での情報共有にあたっては、その旨を当該児童生徒（相談者）に伝え、当該児童生徒（相談者）の理解のもと支援を行っている。

<取組例>

- ・相談を受け、学校内における報告・共有までの基本的な流れについて、「性の多様性に係る相談対応ハンドブック（教職員用）」を活用し、研修を行う。
（情報の共有範囲について、アウティングの禁止など）

5 教職員への理解促進、指導力向上

ア 教職員向けに性の多様性に関する理解促進・指導力向上のための研修を年1回以上実施している。

<取組例>

- ・「教職員用リーフレット『ひとりひとりが自分らしく生きる』」、「性の多様性に係る相談対応ハンドブック（教職員用）」を活用し、研修を行う。

6 教職員に対する配慮、相談体制の整備

イ 教職員に対して、生活実態に応じた対応をとっている。

<取組例>

- ・提出書類等の性別記入欄を廃止する。
- ・トイレ・更衣室の利用方法等についての相談があった場合、本人の希望を尊重した上で調整する。
- ・倫理確立委員会を窓口として、配慮できる事項を調整する。

ウ 職場におけるSOGIに関する悩みごとや困りごとについて相談を受ける体制があり、その旨を職員に周知している。

<取組例>

- ・管理職（教頭）を相談窓口として、年度当初の職員会議で周知する。
- ・校内相談員を数名おき、相談体制の窓口として設定する。



人権教育課ホームページ
性の多様性を尊重した教育の推進



埼玉県マスコット

コバトン&さいたまっち

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/sexualminority.html>

<性の多様性関連用語集>

アウトティング	ある人のセクシュアリティを、その人の同意なしに周囲に言いふらしてしまうこと
アセクシュアル(無性愛者)	恋愛感情や性的欲求をもたない人。「A (エイ) セクシュアル」ともいう。
アライ (Ally)	自分のジェンダーやセクシュアリティにかかわることだけではなく、自分とは異なるジェンダーやセクシュアリティをめぐる差別問題を自分の問題として理解し、行動する人。
X ジェンダー	男性、女性、どちらでもない、もしくは、どちらでもある性別として生きたい人。海外ではノンバイナリティ (NB)、ジェンダーキアともいう。
LGBT (LGBTQ)	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を取り、それぞれの差異と連帯を表した言葉。クエスチョニングを加えてLGBTQ と表す場合もある。
カミングアウト	これまで公にしていなかった自分のセクシュアリティを自分の意志で他の人に伝えること。閉じこもっていたクローゼットから表に出ていくことが語源とされている。 (Coming out of the closet)
クエスチョニング	自らのジェンダー／セクシュアリティについて、明確なアイデンティティをもっていない(あるいは、より積極的にもたない)人。あるいは、性自認や性的指向の区分自体に疑問を感じ、あえてもたない人。キアともいう。
シスジェンダー	生まれたときに割り当てられた性別と、自分が社会的、感情的、身体的に認識している性別(性自認)とが一致していること／人。多数の人がシスジェンダーであり、「普通」「当たり前」とはいわない。
ジェンダー	人を「女」「男」という2つのカテゴリーに分別する、社会的文化的な規範ないし観念。
性自認(ジェンダー・アイデンティティ／性同一性)	自らをどんな性別である／ない、と考えるのかなど、自分が社会的、感情的、身体的に認識している性別のアイデンティティ。
ジェンダー・バイアス	性別による偏見や固定観念。「男らしさ」「女らしさ」は、性別により固定されるものではない。
ジェンダー・フルイド	固定的な性自認をもたず、流動的な性を自認して生きること／人。
性的指向(セクシュアル・オリエンテーション)	自分がどのような性別の人に性的・恋愛的に惹かれるか、惹かれられないか、という方向性のこと。
性同一性障害 (Gender Identity Disorder : GID)	身体の性に違和感、不快感をもち、体を変え、性自認と一致した性で生きたいと強く望む人が治療を受ける際の診断名。なお、「性同一性障害」の位置付けは、WHOによるICD-

	11（国際疾病分類）では、「精神疾患」及び「障害」から除外され、性の健康状態における「性別不合（gender incongruence）」に変わった。
性別表現／性表現	服装や髪形などの見た目や、言動などで表現される性。「ジェンダー・エクспレッション」ともいう。
生物学的な性（セックス）	生物としてのヒトを「メス」「オス」という2つのカテゴリーなどに分別する生物学・解剖学的知見。
セクシュアリティ	人間の多様な性のあり方の総称。社会的、生物学的、心理的、法的、文化的などの側面を含む。
セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）	その人の性のあり方がマジョリティ（多数者）とは異なる場合、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）と呼ぶ。LGBTQなどを含む。
SOGI（ソジ、ソギ）	Sexual Orientation（性的指向）and Gender Identity（性自認）の頭文字をとった言葉。性的に多数派にあたる人とセクシュアル・マイノリティの人を区別せず、すべての人の性の多様性について考えることができる概念として国際的に用いられている。また、Expression（性表現）を加えた「SOGIE」（ソジー）などの言葉も使われる。
SOGIハラスメント（SOGIハラ）	性的指向・性自認に関する侮蔑的な言動。 2020年6月に「パワーハラ防止法（改正労働施策総合推進法）」が施行され、地方自治体、企業においてパワーハラメントの防止が義務付けられた。「SOGIハラ」「アウティング」もパワーハラメントに含まれることが明記され、防止対策を講じることが地方自治体、企業に義務付けられている。
トランスジェンダー	生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別で生きること／人。生まれたときに男性が割り当てられたが、女性として生きる人／生きたい人をトランス女性（MTF [Male to Female]）といい、生まれたときに女性が割り当てられたが、男性として生きる／生きたい人をトランス男性（FTM [Female to Male]）という。
バイセクシュアル（両性愛者）	性的指向が異性と同性の両方に向いていること／人。
パンセクシュアル（全性愛者）	相手の性別、セクシュアリティにかかわらずすべての人が性愛の対象となること／人。
ヘテロセクシュアル（異性愛者）	自分の性自認からみて性的指向が異性に向いていること／人。
ホモセクシュアル（同性愛者）	自分の性自認からみて性的指向が同性に向いている人。女性同性愛者は「レズビアン」、男性同性愛者は「ゲイ」という。*ホモやレズといった省略形は差別的に響く。